

令和元年度 第7回浦川原区地域協議会

と き 令和元年11月27日(水)18時30分～
と ころ 浦川原コミュニティプラザ市民活動室4・5

1 開 会 (:)

- 会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数 人 欠席委員数 人
○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 杉田 和久 委員

2 報 告

(1) 会長報告

地域協議会会長会議の開催結果について

(2) 委員報告

- ① 第2回浦川原地区公共交通懇話会の開催結果について(資料1・2)
② 地域協議会と中学生との意見交換会の実施について(資料3)

(3) 市からの報告

- ① 令和元年度冬季道路交通確保除雪計画について(別冊)
② 浦川原区町内会長連絡協議会において配布した資料について(資料4)

3 協 議

4 その他

(1) 次回の開催日時等について

- ・日時 月 日 () 時 分から
・会場

5 閉 会 (:)

月影ルート再編案の見直しについて

1 経緯

月影ルートは、朝夕の通学利用が主で昼間はほとんど利用が無い状況であることから、運行の効率化を図るため小中学校の通学をスクールバスとし、地域住民の移動としての月影ルートは、曜日を限定して運行することを検討する。

この再編案を基に利用者への聞き取り調査や現在運行しているスクールバスに月影地区の小中学生が乗車した場合の運行時間やコストの試算検証を実施した。

2 当初再編案

- 小・中学生は、現在運行しているスクールバスを月影地区まで延伸することで輸送し、一般の利用者は月影ルートで対応する。
- 月影ルートを平日毎日運行から曜日を限定した運行とし、便数も3便程度とする。

3 意見・要望及び課題

①利用者等への聞き取り（利用者への聞き取り調査や出張なんでも懇談会）

- 平日ほぼ毎日利用しているため、曜日を指定した運行になると困る。
- 利用頻度が少ないため、平日毎日運行でなくても大丈夫。
- 月影地区の中学生は降雪時、自転車通学できないため、冬期間だけでもバスを運行してほしい。

②スクールバスを利用する場合

【現在運行しているスクールバスに月影地区の小・中学生が乗車する場合】

登校時	法定寺	真光寺	上横住	熊沢	浦川原小	上岡	今熊	山本	桜島	長走	上岡	浦川原小	浦川原中
現行ダイヤ													
第1便	-	-	-	-	-	-	7:15	7:22	7:26	7:30	7:50	8:00	8:05
当初試算ダイヤ													
第1便	7:21	7:29	7:31	7:34	7:45	7:51	8:02	8:05	8:06	8:09	-	8:13	8:17

- 12月～3月は特例地域の中学生を乗せるため、小学校と中学校両方の登校時刻に合わせて運行することができない。

下校時	浦川原小	上岡入口	今熊	山本	桜島	長走	熊沢	上横住	真光寺	法定寺
現行ダイヤ										
第1便	15:10	15:17	15:27	15:30	15:31	15:34	-	-	-	-
第2便	16:10	16:17	16:27	16:30	16:31	16:34	-	-	-	-
第3便	16:50	16:57	17:07	17:10	17:11	17:14	-	-	-	-
当初試算ダイヤ										
第1便	15:10	15:17	15:27	15:30	15:31	15:34	15:46	15:48	15:56	16:00
第2便	16:15	16:21	16:32	16:35	16:36	16:39	16:51	16:53	17:01	17:05
第3便	17:20	17:27	17:37	17:40	17:41	17:44	17:56	17:58	18:06	18:10

- 月影ルートの再編に当たり、実際に運行ダイヤを検討したところ、第2便が小学校を出発する時間までに第1便が戻ることができないということが判明した。
- また、バスに乗るまでの待機時間を教師が付き添う必要があるため、第3便が現行のダイヤより遅くなると、教員の就業時間外の対応が必要となるため、難しい。

【スクールバス1台運行の試算】

*現状：6,358千円（月影ルート3,327千円、スクールバス3,031千円）

*再編案(SB1台)：5,059千円（月影ルート1,169千円、スクールバス3,890千円）

⇒試算において、コスト面では安価になるものの、以上の理由から、スクールバス1台での対応は不可能と考える。

【スクールバス2台運行の試算】

・スクールバスを月影地区まで延伸するには車両をもう1台増やす必要があるため、現状よりもコストがかかってくる。

*現状：6,358千円（月影ルート3,327千円、スクールバス3,031千円）

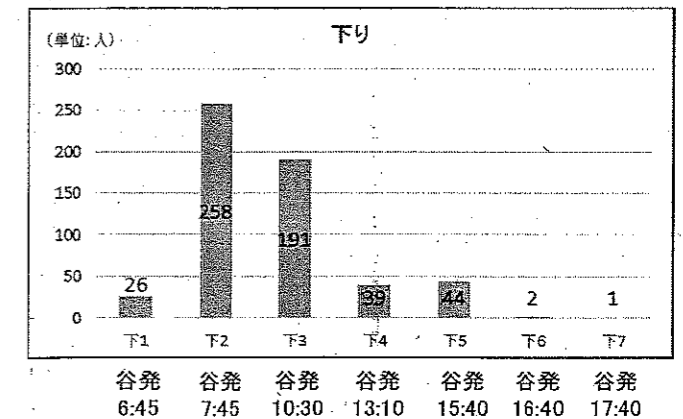
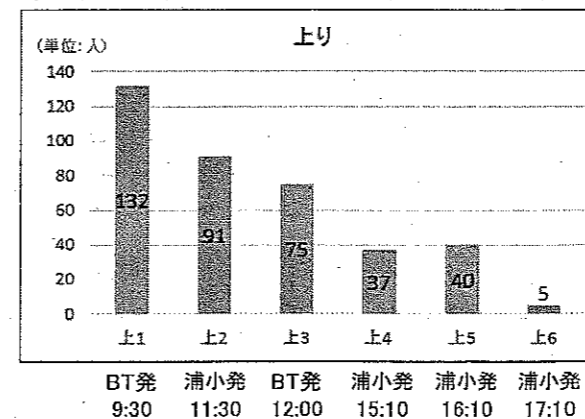
*再編案(SB2台)：6,942千円（月影ルート1,169千円、スクールバス5,773千円）

⇒以上のことから、スクールバスの月影地区への延伸が難しいことが分かった。

③利用実績

- 始発で月影地区から下る便と午後に月影地区から下る便の利用が少ない。
- 午後に月影地区から下る便は、区中心部から月影地区に上る便の折り返しになるので、廃止しても回送となり、コストカットにはならない。
- 午前の上り下りの便は一般利用が多く、午後に区中心部から月影地区に上る便は、小・中学生の下校に利用されている。

■参考：予約型乗合バス月影ルート一般利用者数（平成30年度）



4 当初再編案の検討結果

スクールバスの月影地区への延伸について、試算したダイヤを浦川原小学校に確認したところ、月影地区への延伸が難しいことが分かった。

5 4の結果を踏まえ現在検討している再編案

- 現行の運行形態のまま、予約型乗合バスを平日毎日運行する。
- 始発で月影地区から下る便を廃止し、冬期間のみ18時頃に区中心部から月影地区へ上る便を増便する。

再編に向けた今後のスケジュール

資料 2

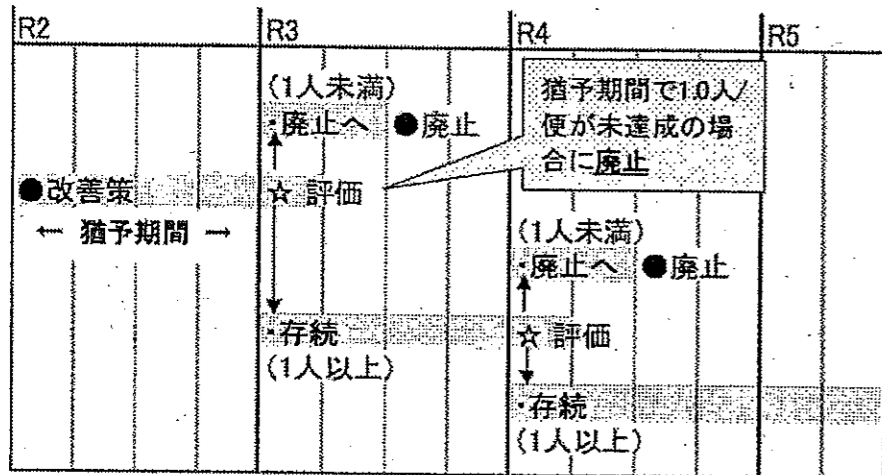
(1)令和2年度以降の取組

年度	月	路線 ※ ()内は指標の値	評価	再編概要
R2年	4月	上柿野ルート (0.9)	I 路線廃止・互助への転換	○猶予期間 (R2.4~R3.3) の改善策 ダイヤ改善 互助による輸送検討
		小麦平ルート (0.8)	I 路線廃止・互助への転換	
		東西ルート (0.4)	I 路線廃止・互助への転換	
	10月	月影ルート	III 運行の効率化	ダイヤ調整 (始発の下り1便を減らし、18時頃に上り1便を増やす)
R3年	10月	上柿野ルート	I 路線廃止・互助への転換	○廃止または存続の評価を実施 猶予期間で1.0人/便が未達成の場合、R3.10に廃止 存続の場合はR3.4~R4.3が猶予期間 互助による輸送実施 (実証運転含む)
		小麦平ルート	I 路線廃止・互助への転換	
		東西ルート	I 路線廃止・互助への転換	
R4年	4月	直江津・浦川原線	IV 現状維持	大平線と統合、青空市場まで延伸
		大平線	II 運行形態の転換等	直江津・浦川原線と統合

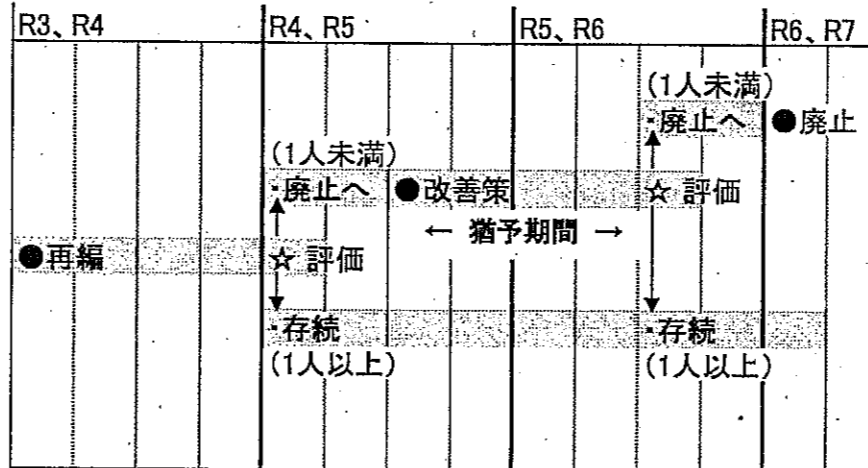
(2)再編のスケジュール・評価方法

- 各路線の再編は、計画期間8年間の前期4年間で実施する。
- 再編後、評価指標（1便当たり利用者数）に基づき毎年評価を行い、評価結果に基づき見直しを行う。

I 廃止



II 運行形態の転換、III 運行の効率化



浦川原区地域協議会と中学生との意見交換会

開催要項

- 日 時 令和元年 11 月 26 日 (火) 午後 1 時 35 分から 3 時 25 分
- 場 所 浦川原中学校 多目的室
- 概 要
- ・浦川原中学校 1 年生 (27 名) を 6 班に分け、地域協議会委員 1~2 名を加えたおおむね 6 名の編成とする。
 - ・地域協議会委員の主導により、班毎に見学した 6 か所の魅力について、ワークショップ形式により意見を出し合う。
 - ・意見交換会において作成する「かるた」は、見学した 6 か所とし、そのほかの「かるた」については総合学習において引き続き作成する。

○班編成及び「掲示用のマップ」の設置場所

班名	担当委員	設置場所
1 班	村松進実行委員長、五十嵐副会長	うらがわら駅
2 班	池田委員、金子委員	虫川大杉駅
3 班	杉田委員、福井委員	ほくほく大島駅
4 班	前島委員	くびき駅
5 班	和栗委員	浦川原区総合事務所
6 班	藤田会長	月影の郷

○当日のスケジュール

第 5 限	13:35~13:40	5 分	地域協議会会長あいさつ (藤田会長)
	13:40~13:45	5 分	作業説明 (村松進実行委員長)
	13:45~14:00	15 分	班内の生徒から、見学先に関する情報提供 (班単位で実施)
	14:00~14:25	25 分	「かるた」及び「掲示用マップ」作成
< 休 憩 (10 分) >			
第 6 限	14:35~15:00	25 分	「掲示用マップ」作成 (継続)
	15:00~15:18	18 分	発表 (各班 3 分程度)
	15:18~15:25	7 分	まとめのあいさつ (村松進実行委員長)

※総合司会：中学生

■「掲示用マップ」の完成形 (最終形)

大きさ：A1 (横長)

印刷：カラー

作成期限：「かるた」について、総合学習の時間を活用し令和 2 年 2 月までに作成することし、次年度以降の活用先を検討する。

■作業手順

裏面のとおり

★留意事項★

- (1)生徒は視察見学後の総合学習で班毎に見学先 6 箇所の魅力に記載した「かるた」読み札の素案を作成しました。絵札については、当日までに素案が完成している予定です。
- (2)「掲示用マップ」はA1版となり、意見交換会における作業時に各班1枚用意します。今回作成したマップを基に今後の総合学習の時間で「掲示用マップ」を完成させます。
- (3)意見交換会において、視察見学先等の改善点や工夫した方がよい取組については、中学生が感じた「地域協議会委員への情報提供」として取り扱いますので、その場での回答は不要です。

各班における作業手順

- (1)作業の説明後 15 分以内で、中学生が見学先で感じた魅力等について発表しますので、委員の皆さんは進行をお願いします。
- (2)発表後「内容検討シート」を使用し、各見学先の魅力について生徒と話し合いながら「かるた（読み札及び絵札）」に記載する内容を検討してください。また、委員の皆さんから生徒が発表した内容以外の情報があれば提供をお願いします。
- (3)見学先 6 箇所の「内容検討シート」完成後、作業用のA1マップに、次の手順により情報の落とし込み作業を行ってください。なお、装飾等の色の配慮を促してください。

○落とし込み手順

- ①マップの左上に各班で決めた「表題」を書き込む。
- ②マップの右下に「令和元年度浦川原中学校一年生、浦川原区地域協議会」を書き込む。
- ③見学先 6 箇所の位置が記入済みですので、各自「かるた（読み札及び絵札）」の配置を検討し、引き出し線を記入する。

- (4)各班の独自性を促すため内容については統一しません。また、次のような工夫を行うよう促してください。

- ・引き出し線：「-」「~」「=」など
- ・線や文字、枠などの色（8色のマジック）
- ・イラスト

総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
浦川原区総合事務所

1. 見直し方針について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

<電話転送先>

○安塚区及び大島区	⇒ 浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒ 柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒ 板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒ 木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出勤命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

町内会宛て事務文書の配布 及び 町内会事務委託料の見直し (案) について

1 事務事業評価結果 (平成 31 年 2 月公表) について

- 町内会事務委託について、県の最低賃金の改定及び広報上越の発行回数の減に伴い、均等割単価及び世帯割単価を見直す。
- 広報上越以外の文書等の町内会への配布についても、広報上越とあわせて月 1 回とするよう調整する。

2 町内会宛て事務文書の配布について

- 町内会宛て事務文書の配布について、広報上越に合わせ、令和 2 年度から月 1 回とし、毎月 25 日までに届ける予定。(令和 2 年度から広報上越の発行は、毎月 25 日を予定。)

これまで町内会長から寄せられた主な意見	現時点における対応
<ul style="list-style-type: none"> 広報上越を含め、町内会宛て事務文書の配布回数を月 2 回から 1 回に変更することは賛成である。 現在、全戸配布している文書の中には、班回覧へ変更してもよいと思われるものもある。 全戸配布から班回覧へ変更すると、文書が手元に残らないため、特に高齢者は記憶に残らないことが考えられる。 文書配布量が多いと回覧を複数回にしなければならない場合もあるので、1 回あたりの配布量が増えることのないよう配慮してほしい。 市以外の団体 (学校、JA、警察など) からの配布文書については、市から町内会への文書届日と合わせるよう調整してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全戸配布している配布物について、真に配布が必要か否かを再検討した上で、必ずしも全戸配布が必要でないものについては、広報上越やホームページ、班回覧といった発信方法の見直しを行い、町内会の負担軽減をさらに進める。 全戸配布は、市民の生命・財産の保護に関わる情報、各世帯が日常生活を送る上で必要不可欠な情報が掲載されており、かつ、年間を通じて保管され読まれる配布物等とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：「洪水ハザードマップ」、「ごみ分別収集カレンダー」、「健康診査カレンダー」は引き続き全戸配布を予定。 今年 8 月に全戸配布した「公共交通とくらしのガイド」は、今後、希望者のみに配布する方法に見直す予定。 高田城百万人観桜会や謙信公祭、灯の回廊などの「イベントパンフレット」や「社協だより」については、班回覧へ見直す予定。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 市以外の団体 (学校、JA、警察など) に対し、令和 2 年度以降の配布文書については、市から町内会への文書届日と合わせるとともに、配布する場合は必要最小限の枚数にとどめるなど、町内会の負担軽減に配慮するよう要請を行った。(10 月上旬)

3 町内会事務委託料について

区分	令和元年度	見直し後 (令和 2 年度)
[均等割] 819 町内会	1 町内会当たり 14,300 円 ・事務費 9,636 円 (新潟県最低賃金の時給単価: 803 円×年間 12 時間) ・通信費 4,680 円 (電話代、郵送料、ガソリン代など)	1 町内会当たり 30,300 円 ・事務費 30,300 円 (時給単価: 1,010 円×年間 30 時間) 「均等割」に係る業務内容が専門的であり、知識と経験を必要とすることから、相応の時給単価とする。 年間業務遂行時間を整理した結果、概ね 30 時間程度を要する見込みである。 ・[諸経費]として別途計上
	[世帯割] 70,369 世帯	1 世帯当たり 1,730 円 ・班回覧 仕分け・配布 97 円 $803 \text{ 円} \div 30 \text{ 班} \times 22 \text{ 回} \div 6 \text{ 世帯} = 97 \text{ 円} / 1 \text{ 世帯当たり}$ 1 人が 1 時間に事務処理が可能な班数: 30 班程度 一つの班の世帯数: 6 世帯 ・全戸配布 仕分け・配布 1,177 円 $803 \text{ 円} \div 15 \text{ 世帯} \times 22 \text{ 回} = 1,177 \text{ 円}$ 要する時間: 1 時間当たり 15 世帯 (1 世帯当たり 4 分程度) ・募金等とりまとめ 428 円 $803 \text{ 円} \div 15 \text{ 世帯} \times 8 \text{ 回分} = 428 \text{ 円}$ 要する時間: 1 時間当たり 15 世帯 (1 世帯当たり 4 分程度) 募金のとりまとめ件数: 8 回分 [緑の募金、日本赤十字社活動資金、社会福祉協議会費、上越市防災委員会会費、愛の協力運動会費、赤い羽根共同募金、新潟県交通災害共済、その他]

<p>[世帯割] 70,369世帯</p>	<p>・ 諸経費一式（消耗品等） 50円</p>	<p>・ [諸経費]として別途計上</p> <p>・ 空き家の情報提供 115円 860円÷15世帯×2回=115円 危険空き家の現況把握のための現地巡回に要する時間：1時間当たり15世帯（1世帯当たり4分程度）</p> <p>・ 国勢調査の調査員の推薦 6円 1,010円÷35世帯÷5年分=6円 概ね35世帯に1人の調査員の推薦に要する時間：1時間 国勢調査は5年に1回実施されることから、年平均額を算出した。</p>
<p>[諸経費]</p>	<p>—</p>	<p>[均等割]と[世帯割]の合計の15% 特定の地域で行っている業務のほか、突発的に発生する業務も想定されることから、諸経費率を15%にする。</p>

※ 町内会事務委託料については、上越市会計年度任用職員の賃金改定に合わせて、その都度、見直しを行う。

4 今後のスケジュールについて

- ・ ~11月29日（金）… 大島区、板倉区、中郷区、浦川原区、柿崎区、新道区、清里区協議会への説明
- ・ 11月28日（木）… 全町内会長に次年度以降の町内会宛て文書の配布の取扱い及び町内会事務委託料を文書で提示（12/1号便）

(案)

***保管用

事務委託契約書

上越市（以下「委託者」という。）と _____ 町内会（以下「受託者」という。）とは市政に関する事務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(委託事務)

第1条 委託者は、裏面に掲げる事務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

(委託料)

第2条 委託者は、受託者に対し、次に定めるところにより委託料を支払うものとする。

- (1) 委託料 均等割 年額 **** **円（1町内当たり）
- 世帯割 年額 **** **円（1世帯当たり）
- 諸経費 年額 均等割額と世帯割額の合計額の**%

(2) 支払期及び基準日

支払期	基準日	支払期	基準日
第1期	4月1日	第2期	7月1日
第3期	10月1日	第4期	1月1日

2 支払は、受託者が指定した口座へ前項第2号の基準日の属する月の末日までに行うものとする。

3 期ごとに支払う委託料の額は、第1項第1号の均等割の年額の4分の1の額に、世帯割の年額の4分の1の額に基準日の世帯数を乗じて得た額と諸経費を加えた金額とする。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第4条 この契約に疑義が生じたときは又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者双方協議の上これを決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者の記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和2年4月1日

委託者 上越市長 村山 秀幸 印

受託者 _____ 町内会

委託事務（第1条関係）

1. 委託料の均等割に係る業務

- 1) 町内会事務委託契約の締結、世帯数、広報等配布希望数の報告に関する事
- 2) 全市クリーン活動の実施に関する事
- 3) 健康づくりリーダーの推薦及び研修会の参加に関する事
- 4) 食生活改善推進員及び運動普及推進員の推薦に関する事
- 5) 上越市防犯の日・防犯週間の報告に関する事
- 6) 上越市表彰候補者の推薦に関する事
- 7) 民生委員・児童委員の推薦に関する事
- 8) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する事
- 9) 町内会長会議への参加に関する事
- 10) 選挙立会人の推薦に関する事

2. 委託料の世帯割に係る業務

- 1) 広報上越など町内会宛て事務文書の配布及び回覧に関する事（年間12回）
- 2) 各種募金及び会費（以下のもの）の取りまとめに関する事
 - ・緑の募金
 - ・社会福祉協議会会費
 - ・愛の協力運動会費
 - ・赤い羽根共同募金
 - ・防災委員会会費
- 3) 空き家の情報提供に関する事
- 4) 国勢調査の調査員の推薦に関する事（5年に1回）

3. 委託料の諸経費に係る業務

- 1) 各種大会及びイベントに関わる協力員の選出に関する事
- 2) ごみヘルパー（ごみ分別及び搬出支援事業）の推薦に関する事
- 3) 災害等の発生に伴う連絡業務に関する事
- 4) 市事業の円滑な実施のための町内調整等に関する事
- 5) その他市長が市政推進のため、特に必要があると認める事

全戸配布文書の見直し案について(平成30年度配布実績に基づく見直し案)

令和元年11月18日現在

No.	配布便	発送日時			文書名	担当課	令和2年度の配布方法(案)	
		年	月	日			配布の有無	配布方法の見直し方針
1	5/1便	30	4	26	社協だより第153号	福祉課	○	班回覧に変更
2	5/15便	30	5	10	平成30年度日赤活動資金のご協力のお祝い	福祉課	○	班回覧に変更
3		30	7	12	社協だより第154号	福祉課	○	班回覧に変更
4	7/15便	30	7	12	「上越まつり」行事予定表	観光交流推進課	○	班回覧に変更
5		30	7	12	上越市自主防災組織初動対応マニュアル	市民安全課	×	今後、配布予定なし
6	8/1便	30	7	30	「第93回謙信公祭」パンフレット	観光交流推進課	○	班回覧に変更
7	10/1便	30	9	27	社協だより第155号	福祉課	○	班回覧に変更
8	1/15便	31	1	10	レルヒ祭 イベントガイドブックの配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
9	2/1便	31	1	30	平成31年度新潟県交通災害共済加入申込書・パンフレットの配布・とりまとめ	市民課	○	
10		31	1	30	灯の回廊パンフレットの全戸配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
11	3/1便	31	2	27	社協だより第156号	福祉課	○	班回覧に変更
12		31	2	27	2019年度ごみ分別収集カレンダーの配布	生活環境課	○	
13	3/15便	31	3	13	「第94回高田城百万人観桜会」パンフレットの世帯配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
14		31	3	13	上越市第6次総合計画後期基本計画(概要版)	企画政策課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
15		31	3	13	第6次上越市行政改革推進計画の概要	行政改革推進課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
16		31	3	13	上越市公共交通とくらしのガイド	交通政策課	○	公共施設等で配布する方法に変更
17		31	3	13	第二次財政計画(改訂版)の概要	財政課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
18		31	3	13	景観情報紙	都市整備課	×	今後、配布予定なし
19	4/1便	31	3	28	じょうえつ健康づくりポイントのチラシ	健康づくり推進課	○	No.19とNo.20を一体で製本して配布する方法に変更
20		31	3	28	平成31年度上越市健康診査カレンダー	健康づくり推進課		
21	随時 (年間2回～4回)				「地域協議会だより」	自治・地域振興課 まちづくりセンター 各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※11月6日に開催された地域協議会会長会議において、各地域協議会に対し「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧へ変更する方向で協議を行っていただきたい旨を依頼した。全戸配布が必要な場合は地区町内会長協議会と協議を行っていただきたい旨も依頼した。
22	随時				「総合事務所だより」、「地区振興会だより」など、地区独自に作成している配布物	各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※9月2日に開催された総合事務所長会議において、全戸配布を必ずしも要しないと考えられるものは班回覧に変更するなど、各関係団体を含め、対応を協議するよう要請した。
23	随時				イベントポスター(高田城百万人観桜会、上越まつり、蓮まつり、謙信公祭、灯の回廊など)	観光交流推進課	○	町内会から不要の申し出があった場合は、次回から送付しないこととしているが、そのことを再周知する。

回覧文書の見直し案について(平成30年度の全市共通回覧の実績に基づく見直し案)

令和元年11月18日現在

No.	配布便	発送日時			文書名	担当課	令和2年度の周知方法(案)	
		年	月	日			回覧の有無	見直し方針
1	5/1便	30	4	26	訪問型サービスBのボランティア養成講座の受講者募集チラシ	高齢者支援課	○	
2	5/15便	30	5	10	上越市犯罪概況と少年補導	市民安全課	○	
3	6/15便	30	6	13	情報誌「ウイズじょうえつからのおたより」	男女共同参画推進センター	○	
4	6/15便	30	6	13	「愛の協力運動」保護観察協会会員募集文書、会費納入に関する文書	福祉課	○	
5	8/1便	30	7	30	訪問型サービスBのボランティア養成講座の受講者募集チラシ	高齢者支援課	×	No.1のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
6	8/1便	30	7	30	熱中症予防注意喚起のチラシ	健康づくり推進課	○	
7	8/1便	30	7	30	民生委員・児童委員PRチラシ	福祉課	○	
8	9/15便	30	9	13	情報誌「ウイズじょうえつからのおたより」	男女共同参画推進センター	×	No.3のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
9	9/15便	30	9	13	上越市地域青少年育成会議協議会 広報誌「つなぐ」	社会教育課	○	
10	9/15便	30	9	13	「新潟日報健康講座」のチラシ	健康づくり推進課	×	
11	9/15便	30	9	13	「第12回えちご・くびき野100Kmマラソン」交通規制図	スポーツ推進課	○	
12	10/1便	30	9	27	訪問型サービスBのボランティア養成講座の受講者募集チラシ	高齢者支援課	×	No.1のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
13	10/15便	30	10	11	「確定申告に便利なID・パスワードを取得しよう」のチラシ	税務課	×	広報上越に掲載し周知する方法に変更
14	11/1便	30	10	30	サポカー・サポカーSのチラシ	市民安全課	×	
15	11/1便	30	10	30	訪問型サービスBのボランティア養成講座の受講者募集チラシ	高齢者支援課	×	No.1のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
16	12/15便	30	12	13	情報誌「ウイズじょうえつからのおたより」	男女共同参画推進センター	×	No.3のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
17	12/15便	30	12	13	除雪作業における注意喚起チラシ	危機管理課	○	
18	1/15便	31	1	10	「水道管の凍結予防」のチラシ	ガス水道局維持管理課	○	
19	3/15便	31	3	13	上越市地域青少年育成会議協議会 広報誌「つなぐ」	社会教育課	○	
20	3/15便	31	3	13	情報誌「ウイズじょうえつからのおたより」	男女共同参画推進センター	×	No.3のチラシに集約し、年度内に1回のみの回覧に変更
21	3/15便	31	3	13	犬と猫の適正飼育に関するチラシ	健康づくり推進課	○	
22	3/15便	31	3	13	新潟県内住宅火災多発に伴う火災予防チラシ	危機管理課	×	※H30年度は火災多発に伴い緊急的に文書回覧を行った。
23	3/15便	31	3	13	防災委員会だより	市民安全課	○	

町内会別委託料一覧(年額)

※令和元年10月15日現在の世帯数に基づき算出

単位:円

町内会名	回覧数	世帯数	現行委託料			見直し後委託料(案)			
			均等割単価	世帯割単価	合計	均等割単価	世帯割単価	諸経費 15%	合計
			14,300	1,730		30,300	1,205		
釜淵	4	24	14,300	41,520	55,820	30,300	28,920	8,883	68,103
有島	8	77	14,300	133,210	147,510	30,300	92,785	18,463	141,548
顕聖寺	17	138	14,300	238,740	253,040	30,300	166,290	29,489	226,079
下柿野	3	25	14,300	43,250	57,550	30,300	30,125	9,064	69,489
上柿野	3	6	14,300	10,380	24,680	30,300	7,230	5,630	43,160
東俣	2	9	14,300	15,570	29,870	30,300	10,845	6,172	47,317
上岡	6	31	14,300	53,630	67,930	30,300	37,355	10,148	77,803
杉坪	1	3	14,300	5,190	19,490	30,300	3,615	5,087	39,002
横川	7	58	14,300	100,340	114,640	30,300	69,890	15,029	115,219
六日町	3	20	14,300	34,600	48,900	30,300	24,100	8,160	62,560
日向	2	14	14,300	24,220	38,520	30,300	16,870	7,076	54,246
印内	3	26	14,300	44,980	59,280	30,300	31,330	9,245	70,875
山印内	7	47	14,300	81,310	95,610	30,300	56,635	13,040	99,975
飯室	10	100	14,300	173,000	187,300	30,300	120,500	22,620	173,420
今熊	2	16	14,300	27,680	41,980	30,300	19,280	7,437	57,017
山本	5	33	14,300	57,090	71,390	30,300	39,765	10,510	80,575
桜島	2	11	14,300	19,030	33,330	30,300	13,255	6,533	50,088
岩室	3	3	14,300	5,190	19,490	30,300	3,615	5,087	39,002
長走	4	33	14,300	57,090	71,390	30,300	39,765	10,510	80,575
菱田	5	31	14,300	53,630	67,930	30,300	37,355	10,148	77,803
谷	5	26	14,300	44,980	59,280	30,300	31,330	9,245	70,875
真光寺	1	7	14,300	12,110	26,410	30,300	8,435	5,810	44,545
横住	3	34	14,300	58,820	73,120	30,300	40,970	10,691	81,961
坪野	1	7	14,300	12,110	26,410	30,300	8,435	5,810	44,545
熊沢	5	41	14,300	70,930	85,230	30,300	49,405	11,956	91,661
法定寺	4	13	14,300	22,490	36,790	30,300	15,665	6,895	52,860
追出	1	3	14,300	5,190	19,490	30,300	3,615	5,087	39,002
虫川	10	75	14,300	129,750	144,050	30,300	90,375	18,101	138,776
中猪子田	7	84	14,300	145,320	159,620	30,300	101,220	19,728	151,248
下猪子田	2	12	14,300	20,760	35,060	30,300	14,460	6,714	51,474
小蒲生田	1	4	14,300	6,920	21,220	30,300	4,820	5,268	40,388
小谷島	3	21	14,300	36,330	50,630	30,300	25,305	8,341	63,946
蕨岡	3	16	14,300	27,680	41,980	30,300	19,280	7,437	57,017
上猪子田	4	14	14,300	24,220	38,520	30,300	16,870	7,076	54,246
総合計	147	1,062	486,200	1,837,260	2,323,460	1,030,200	1,279,710	346,487	2,656,397

※59世帯までは増額、60世帯以上で減額となる。

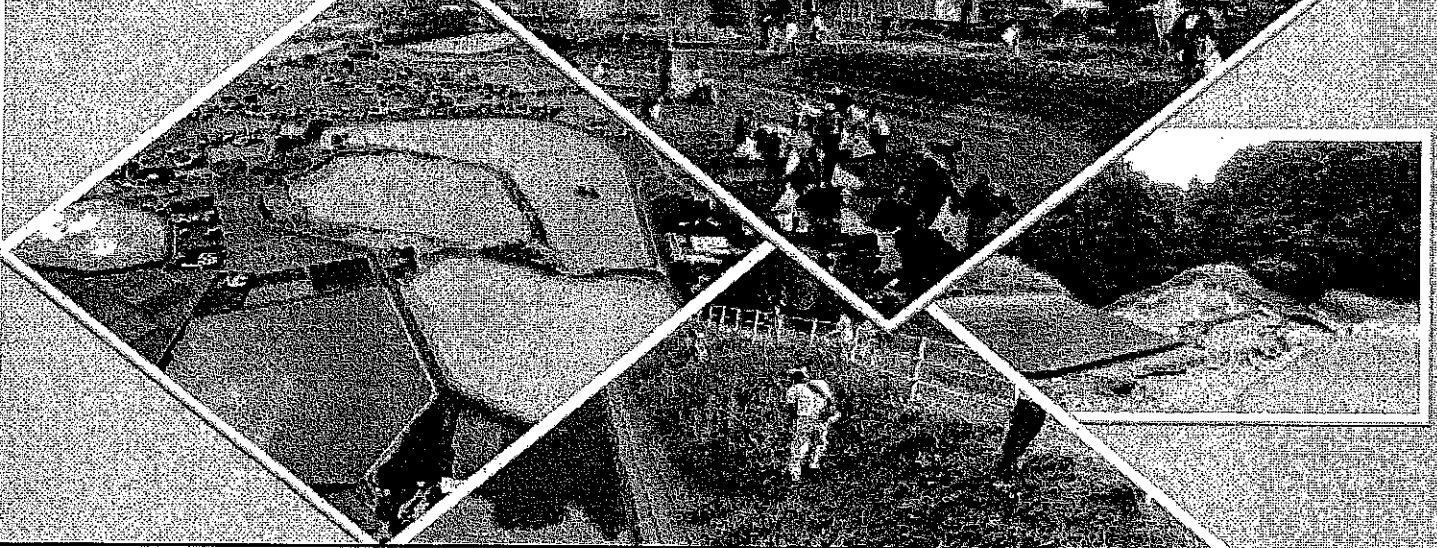
令和元年10月12/13日豪雨災害(小規模)復旧申請件数

町内会名	申請件数	農地	農道	農業用施設
飯室	2	1		1
谷	4	2	2	
中猪子田	1		1	
頸城土改 (頭首工)	1			1
合計	8	3	3	2

地元負担金＝事業費の10%(事業費が20万円に満たない場合は2万円)

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を 県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用されるため池です。(養鯉、防火用除く)

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？

⇒ 法律の施行日以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は？

⇒ 農業用ため池の所有者です。

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

Q 届出先は？

⇒ 市へご提出いただき、市が県へ届出ます。

防災上重要な農業用ため池を 県が指定する制度も始まります

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、県が「特定農業用ため池」に指定します。

注) 「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されることになります。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市が必要と認めるもの。

Q

特定農業用ため池に指定されると？

① ため池をより適正に管理する必要があります。

- ✓ 法律に基づき登録されたため池は、洪水吐の土砂撤去や堤体の草刈り、防災工事を行うなどの適正な管理を行い、決壊による被害の発生を防止することが義務付けられます。
- ✓ 登録されたため池は、より厳正な管理が求められ、必要な場合に、県による防災工事の代執行や、市が管理権を取得し、必要な措置を行うことも検討することになります。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

- ✓ 市は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

制度の詳細は、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 上越地域振興局農用地課 TEL 025-526-9579(直通)

(届出書の提出先) 上越市農林水産整備課 農村整備係 TEL 025-526-5111(代表)

浦川原区総合事務所 産業グループ TEL 025-599-2302(直通)

柿崎区総合事務所 建設グループ TEL 025-536-6721(直通)

板倉区総合事務所 産業グループ TEL 0255-78-5181(直通)

消防団適正配置の今後の取組について

1 課題・背景

- 近年、全国各地で地震災害や風害等による大規模な火災も発生しており、地域の防災力の中核的役割を担う消防団への期待が高まっている。
- 一方で、全国的に団員数が減少しており、地域防災力の低下に対する危機感が高まっている。
- 上越市においても、団員数が減少しており、相対的に団員の負担が増加傾向にある。
- また、時代の変化とともに、住民の働き方や住まい方が変化し、団員の確保が困難な状況になっている。

2 適正配置の必要性

団員の減少、団員の負担増、消防器具置場の老朽化に伴い、一部の消防部で消防団の役割を果たすことが困難になりつつある現状を踏まえ、将来を見据えた「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」に向けた取組を進めることで、引き続き消防団の機能を維持する必要がある。

3 組織体制の見直し

<進め方>

- ① 各分団の現状と問題点を把握した上で課題をまとめる
- ② 各分団の団員は、①の課題を踏まえ、分団ごとに「今後の体制・資機材等に関する取組方針（案）」（以下、「取組方針（案）」）を作成する
 - ・体制：消防部の統合、消防車両・可搬ポンプの台数、配置場所など
 - ・器具置場：使用する建物と使用しない建物の選別など
 - ・活動：夜警を班体制で順番に行う、分団内の訓練の見直しなど
 - ・団員確保：町内会と連携した団員確保の取組など
- ③ 各分団の団員及び総合事務所の担当は、②の「取組方針（案）」を基に、関係町内会と具体的な取組や体制見直しの実施時期等を協議する
- ④ 各方面隊において、消防団としての役割を果たすことが困難な状況になった消防部及び分団から、順次、体制の見直しを進めていく

<スケジュール>

令和元年度	11月8日～	①各分団へのヒアリング・課題の整理
	12月末まで	②取組方針（案）の作成
	2月中	③関係町内会と協議
令和2年度～		④体制見直しを順次実施

4 消防団員の確保

- ・行事・訓練の見直しについては、目的や意義等を踏まえ、毎年度実施する
- ・新入団員の確保に向け、消防団、町内会、事業所等が相互に協力・連携し、具体的な取組を検討する。

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

①防災・防犯・交通安全関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・火災時等の消火活動について	・町内会長連絡協議会において、上越市消防団幹部が来られ、消防団長の説明では、消防団のOBであり消火活動も一通りできる場合でも、火災時に消火活動を一切しないしてほしいと言われた。火災時に消火活動等できることをしないでただ見ているだけなのか。	末広	・例えば火災においては、自分の身の安全を確保しながら行動していただきたいと考える。消防団のOBだからといって消防自動車まで動かして消火活動することは万が一、事故があったときの保険対応ができない等の問題があると考えられる。 ・消防団長としては、火災時に救助に行った人まで亡くなってしまった事例があることから、まずは自分の身の安全を確認のうえ、行動してもらうことが大事であり、少し言葉が足りなかったと思うが、人命が一番大事だと伝えたかったと思う。 ・消火栓でホースをつないで消火活動をした場合、怪我などの心配があることから、取り扱いはしないしてほしいということである。地域の皆さんは消火器による消火活動で頑張ってくれということと言われたように感じた。今後、消防団のOBや地域の方がどこまで行うかということ整理すると言われていたので、結果について皆さんに伝えていきたい。	【1次対応】 ・消火活動に伴う消防団OB等の関わり方については、整理の結果を改めて周知します。 【最終結果】 ・消火栓、消防ポンプを使った消火活動は、日々訓練を重ね、安全装備を着用し、安全性を確保している常備消防や消防団が担うものと考えています。 ・自主防災組織等の皆さんからは、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、消防署への早期通報や住民の避難誘導、消火器での初期消火活動をお願いしたいと考えています。	総務・地域振興G
・災害発生時の避難について	・先日、地震があり、村上市にいる知人から話を聞いたが、とても避難できる状況ではなかったと言われていた。避難場所である末広小学校は変更がないと思うが、避難する場合のもう少し詳しい具体的な行動内容を教えていただきたい。例えば、避難所開設時の鍵管理や避難時に土足で上がって良いのか等、具体的に教えていただければ安心できるのではないかと。 ・避難所が利用できない事案が発生した場合、例えばイノシシの被害が拡大して利用できなくなった場合など、末広地区において避難所の代わりとなる施設はあるのか。 ・保倉川の南側（山本・今熊集落）には避難所はないのか。災害が発生した場合、保倉川を越えて末広小学校まで来ることが困難な場合があると考えられる。 ・以前、避難所担当職員から避難所を勝手に開設すると言われていたことがあるが本当か。	末広	・各避難所の鍵は管理する担当職員が配置されており、避難所開設の際は担当職員が開錠することとなる。土足に関してはなるべく土足では入らないでいただければありがたいと思うが、難しい場合もあり、そのような場合は、少し落ち着いた後、体制を整えてから対応していきたいと考える。 ・とにかく危ないと思った時は避難所へ避難をお願いしたい。 ・旧末広小学校以外の避難所は浦川原体育館、浦川原小学校となっている。また、保倉川の南側には、緊急指定避難場所として、山本・今熊集落とも町内会館がある。 ・避難所の開設について、避難所担当職員の説明が悪く、誤解を与えてしまったことはお詫びする。災害時は避難所担当職員が避難所に間に合わないことが想定されるため、町内会長等から開設していただいていた問題はない。	【1次対応】 ・会場での回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・防火水槽について	・谷集落にある防火水槽内の泥上げを消防団にお願いしているが、この泥上げの基準等はあるのか。 ・以前は3年に1回ほど定期的に泥上げをしていたが、ここ十数年は実施していないと思う。	月影	・清掃基準等の有無及び現地を確認し回答させていただく。	【1次対応】 ・7月12日危機管理課へ防火水槽清掃基準等の確認した結果、基本的に清掃については、消防団が水利等の巡回点検時に状況を確認し対応するが、泥上げの明確な基準はない旨の回答を受けました。なお、所管課からの回答書提出を7月16日依頼しました。（回答待ち） ・質問者へ清掃実施者は消防団であり、泥上げの明確な基準がないことを7月8日に説明しました。 【最終結果】 ・防火水槽内の泥上げは、各消防部の団員が実施することで対応しています。自然水利による防火水槽で有蓋となっている場合の堆積土砂撤去作業は安全性を考慮し、状況確認のうえ、市が予算要求し通常の維持管理経費で対応します。	総務・地域振興G
・防災行政無線の放送見直しについて	・防災行政無線の火災放送等を流さないことについて異論がある。住民周知の観点において、私の集落は携帯の電波が届かない地域であり、説明のあった上越消防署への確認電話に皆が一斉に電話をするとつながらなくなるのではないかと。また、高齢者が増えていく状況で、情報提供をされないということは、いかがなものかと感じる。	中保倉	・携帯電話のメール等が苦手な方もいると思われるため、どこへ電話をすればよいかきちんとお知らせしていきたいと考える。 ・台風などの災害の場合は職員が待機しており、皆さんへお知らせする体制が整っている。火災の場合、例えば夜中に区内で発生した火災を浦川原区の住民全員へ防災行政無線でお知らせすることが本当に市民サービスと言えるのかどうか、本当に市民の皆さんに発信する必要がある情報なのかを整理する。消火活動に関係のない人たちが火災現場に来て、消火活動の妨げになる場合も想定されるため、火災の発生と鎮火については防災情報無線を流さなくても良いのではないかと判断し、見直しを行うものである。 ・ただ、同様の意見は他区でもあり、担当課と調整しながら整理していきたい。	【1次対応】 ・防災行政無線の火災発生、鎮火放送については会場での回答のとおり。 【最終結果】 ・区内で発生した火災情報については、引き続き行うこととします。	総務・地域振興G
・携帯電話の通信ができる状態について	・私の集落は携帯の電波が届かないということで、合併当時からNTTや総合事務所へ携帯電話の基地局設置をお願いしている。情報提供が広く公平に行われるのであれば良いが、携帯の電波が入らない。現実には不自由をしている地域があり、そのような実態を理解しないで見直しを進めることはあってはならないことではないか。	中保倉	・携帯電話の件は、昨年NTTとauへ設置基準を教えていただきたいと問い合わせしている。なかなか返事がいただけない状況である。引き続き確認をしていきたい。	【1次対応】 ・携帯電話については、携帯電話会社に確認したところ、具体的な設置基準というものはないが改善の要望数は把握しており、件数の多い場所は参考にするものの、必ずしも基地局の設置を約束するものではないとの回答でありました。 【最終結果】 引き続き、要望を行っていくとともに、地元からも要望活動について協力を依頼します。	総務・地域振興G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

①防災・防犯・交通安全関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・防災士について	<p>・ある防災士から必ずしも避難所である旧中保倉小学校へ避難しなくても良い、地元の集会所でも良いとお聞きしたことがある。レベル4の避難指示が出た場合、防災士会と行政との避難に関する考え方の摺り合わせ等はされているのか。</p> <p>・中猪子田集落では秋に防災訓練を計画しており、防災士から来ていただいて指導、助言をいただきたいと思っている。市は防災士の育成を行っているが、あまり防災士会が前面に出て指導、助言を行うことはいかがなものかと感じている。</p>	中保倉	<p>・レベル4となれば避難指示が出て避難所が開設されている状況である。それぞれの町内会において指定避難所以外に避難されてしまうと安否確認等に支障が出てくる。市は安全な場所であり長期的な避難でも対応できるということで、避難所を指定している。レベル4以上は避難所への避難をお願いしたい。</p> <p>・防災士とは、災害時に避難所での行動が分からない人同士が集まっても混乱することから、共助として、ある程度知識のある人が避難所で行政と一緒に対応をするということで育成している。ただ、防災士が前面に出て指示するということは本来の姿ではないと思っている。しかし、皆さんが訓練等で指導、助言をもらったり、災害時の避難において、防災士の知見や力を貸していただいて、速やかに安全に避難していただきたいと思う。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・7月12日市民安全課と懇談会意見に対する協議の結果、防災士会浦川原支部長に、他の町内会における防災訓練指導の際、地域が混乱を招く発言を控えていただくことや、避難所への避難は状況確認のうえ最終判断は自主防災本部長が決定すること。また、地元の自主防災組織においては、本部長の補佐役として活動することの確認依頼を8月中に行いました。</p> <p>【最終結果】</p> <p>・8月21日に防災士会支部長へ説明しご理解いただき、防災士へ周知していただくよう依頼しました。</p>	総務・地域振興G
・防災士と行政との住み分けがはっきりしていないのではないかと感じる。防災士の立ち位置がいまいなところがあり、私は防災士はアドバイザー的な立場だと受け止めている。	<p>・自主防災組織は、町内会長が本部長、副会長が実際に現場を仕切る統括など、組織の中でも分担されている。防災士の指示、市の指示など指示系統が多くあることで混乱してしまうと思う。市としても防災士にはこれをお願いしていると、はっきりと示していただかないと住民としても戸惑う部分があるので、きちんと対応の検討をしていただきたい。</p> <p>・防災士の権限が行き過ぎているのではないかと感じている。</p>		<p>・防災活動に熱心な防災士もいる。混乱させようといったことではなく、一人でも多くの人の安全を確保したいといった思いが強くなってしまったと思う。お互いの連携がうまくいくように話し合っていたきたい。</p>		
・上越市防犯週間について	<p>・7月に上越市の防犯週間があるが、町内会長も小学生と一緒に通学路を歩き危険箇所などFAX等で連絡することになっており、送付先が市民安全課となっている。木田庁舎の職員が浦川原区内の通学路危険箇所を把握することは難しいのではないかと考える。送付先は木田庁舎ではなく浦川原区総合事務所とした方が良いのではないかと。</p> <p>・昨年も指摘した箇所があるが、回答や連絡が何もない。</p>	下保倉	<p>・総合事務所と木田担当課との連携を図り、浦川原区に出ている情報は全て総合事務所へ戻ってくるようにする。報告いただいた後の回答をどのようにするかを総合事務所でも確認し、回答漏れがないようにしていきたい。また、来年度以降の情報の送付先についても木田担当課と協議していきたい。</p> <p>・町内会長にご負担をおかけしておきながら、回答がないということは大変失礼であり、今後、このようなことがないようにする。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>【最終結果】</p> <p>・各町内会からの実施報告については、木田担当課と総合事務所での情報の共有が図られています。また、町内会から要望がある場合には、市民安全課から直接連絡が入り、総合事務所に対応する体制となっています。</p>	総務・地域振興G
・印内地内の信号設置について	<p>・印内地内の国道253号線のホームセンター前の交差点において、以前から信号設置をお願いしているが、現在どうなっているのか。</p>	末広	<p>・以前から信号設置の要望は出ており、昨年度も市から警察に、地域から要望があることをお伝えしている。警察も随時、交通量調査を行っており、信号機を設置するだけの状況にはないといった回答であった。引き続き皆さんから要望があることを警察へ伝えていきたい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場で回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	総務・地域振興G
・運転免許自主返納制度について	<p>・高齢者の運転免許自主返納制度はありがたいと感じる。免許を返納すると1万円のタクシー券がいただけるということだが、1万円の補助は1度だけであり、少し安すぎるのではないかと感じる。10万円くらい出しても良いのではないかと。</p>	末広	<p>・免許返納時の1万円のタクシー券については、返納後の交通手段ということではなく、返納の特典という主旨である。しかし現在は、免許返納の周知が広くいきわたったと考え、この1万円のタクシー券の特典の廃止を検討をしている。要望ということで市民安全課へ伝えていきたい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>【最終結果】</p> <p>・7月16日市民安全課に要望があったことを報告しました。</p>	総務・地域振興G
	<p>・運転免許自主返納でも地域限定、範囲限定、時間限定といったことを検討されているとお聞きしたが。</p>		<p>・高齢者の免許制度で検討されているのは、自動ブレーキ装着車でなければ許可できないなどであり、地域限定や時間限定といった議論はされていないが、市民安全課へ伝えていきたい。</p>		
・高齢者の事故防止装置への補助金支給について	<p>・高齢者による交通事故等がある中、東京都では安全装置に対して補助金を出す検討をされているようだが、市だけでなく、県と協議し、安全装置に補助金を出していただくようお願いしたい。</p>	末広	<p>・要望ということで関係課へ伝えていきたい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>【最終結果】</p> <p>・7月16日市民安全課に要望があったことを報告しました。</p>	総務・地域振興G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

②総合事務所・コミュニティプラザ関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・浦川原コミュニティプラザについて	・コミュニティプラザ管理運営費において、コミュニティプラザ車寄せ改修工事とある。コミュニティプラザ及び総合事務所も老朽化が進んできていると思うが、今後、いつまで使用するのか。また、どのような長寿命化、修繕等を図っていくのか、何か計画があればお聞きしたい。	下保倉	・浦川原コミュニティプラザは築25年ほど経過している。構造は鉄骨造りであり、耐震性等、新しい建築基準法で建築されている。しかし、玄関の入り口の柱は、屋根から水が通る構造となっており、内部の鉄骨が錆びて腐食が進んでいるため、今回、修繕させていただく。ただ、建物自体は今後10年、20年は十分持つと思われる。	【1次対応】 ・会場での回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・総合事務所の時間外受付の変更について	・大島区や安塚区では時間外受付を開設しないということで、もし時間外にコミュニティプラザを開錠等する場合に浦川原の宿直員が対応するのか。	末広	・大島区、安塚区のコミュニティプラザの対応は、それぞれの総合事務所で検討されている。浦川原区の宿直員が対応するといった話はない。 ・見直しの説明をさせていただいたが、浦川原区では現状と変わらないということである。ただ、防災無線に関しては見直しを行うということであり、ご理解いただきたい。	【1次対応】 ・会場での回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・中学生の迎えを待つ場所について	・普段、中学生は図書館等で迎えを待っているが、月曜日は部活が無く下校しても、図書館が休館日であるため、待つ場所が無い。図書館の休館日を変えていただくなどの対応をしていただければありがたい。	月影	・図書館の休館日は変更はできないので、コミュニティプラザの市民サロン等を利用していただきたいと考える。	【1次対応】 ・中学生にコミュニティプラザの市民サロンや市民書斎が自由に使えることを周知します。 【最終結果】 ・9月1日号の総合事務所だよりに掲載し、周知しました。	総務・地域振興G

③公共交通関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・お得なバスの乗車券及びタクシーの運賃割引について	・本日、配布されたお得なバス乗車券の資料は全戸配布されたのか。全戸配布すればもっと利用者が増えるのではないと思う。 ・お得なバス乗車券の資料に回数券のお知らせがあるが、どのようなメリットがあるのかよくわからない。 ・障がい者割引が10%と言われたがJRなどは半額などもっと割引率が良い制度があると思う。タクシーにおいても、もう少し手厚くしていただけたら良いのではないかと考える。	下保倉	・4月に各家庭に上越市のバス時刻表(上越市公共交通とくらしのガイド)を配布したが、その裏面に大きく掲載されている。また、6月1日号の総合事務所からのお知らせにも掲載している。 ・サンシャイン回数券は20%お得となっていて、普通回数券は定価の9%引き、セット回数券も定価の9%引きとなっている。定価よりも安く買えるというメリットがある。 ・タクシーの運賃割引は市から補助金が出ているわけではなく、タクシー会社の独自の事業である。市民サービスの向上のために取り組んでいるものであり、ご理解いただきたい。	【1次対応】 ・2か月に1回程度、総合事務所だより等を利用してお得な情報の周知を行います。 【最終結果】 ・6月、8月、9月号に掲載しました。 ・今後の予定としては、12月、1月、3月号に掲載する予定です。	総務・地域振興G
・鉄道会社による割引制度について	・バスやタクシー等の割引制度はあるが、JRやえちごトキめき鉄道など、鉄道会社の割引等はあるのか。	末広	・えちごトキめき鉄道は先日運賃改定の公表があり、免許返納者への割引を検討するとのことであった。具体的な内容については検討中である。また、北越急行でも高齢者の皆さんへの何らかのお得な割引切符等を考えているようである。中山間地域では、ほくほく線が通っているため、駅までは車で行っていただき、駅から公共交通を利用し、直江津や高田、病院等へ行っていただきたい。	【1次対応】 ・会場での回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・次期総合公共交通計画について	・先日、上越市議会で次期総合公共交通計画案が示されると新聞報道があった。本日、説明いただけるということか。	末広	・本日説明する内容は、次期総合公共交通計画の策定における方向性をお示しし、検討を行っているということである。今後も利用されている人々のご意見をお聞きしながら、どういった公共交通が良いのか、浦川原区に合ったシステムの在り方を整理し、皆さんへお伝えしていきたい。	【1次対応】 ・会場での回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

③公共交通関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・デマンドバスのデータについて	・資料に「路線の存続・運行主体の方向性」があるが、月影ルートは年間利用者が4,955人とあり、これは何年度のデータなのか。また、この中に、どのくらい小中学生が通学で利用しているのかお聞かせいただきたい。	月影	・データは平成29年度 (H28.10月～H29.9月) である。 ・小中学生の利用者数については、後日回答させていただきたい。	【1次対応】 【最終結果】 ・7月23日質問者に回答しました。 ・データは平成29年度ではなく、平成30年度 (H29.10月～H30.9月) のものであり、小中学生の利用者数は3,969人でした。	総務・地域振興G
・病院のバス送迎について	・病院のバスでの送迎において、今まで病院側との懇談や意見交換等、実施したことはあるのか。病院側へ補助金等を支出すれば通院で困っている人を病院側の送迎で対応可能なのではないか。	中保倉	・交通政策課と病院側との意見交換は実施したことは無いが、医療対策推進室で医師会との協議を行っている。次期総合公共交通計画を策定するにあたり、関係課である高齢者支援課や福祉課、市民安全課、健康づくり推進課等が計画作りに携わっている。各区において高齢者に買い物や通院の実態調査を行っている。どこまで病院の送迎が対応してもらえるかは、今後の協議が必要だと思うが、区によって事情が違っており、再編に当たっては地元の皆さんと1年ほどかけて話し合ったうえで決めていきたいと考えている。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・浦川原区の路線の運行時間や時刻表について	・私の家には中学生がおり、通学補助として定期券をいただいたが、下校の時間とバスの時間が合わなく一度も使わず申し訳なく思うため、利用しやすい時間帯にさせていただけたらと感じる。ただ、夏季と冬季では下校時間が変わるため、年間とおして同じ時間で利用するわけではない。また、夏季は自転車で通学するため、可能であれば冬期間だけでもバスの時間を下校時間に合わせていただけたらと思う。 ・全戸配布されるバスの時刻表や運行ルートなど細かく、非常に見づらい。例えば月影地区限定など地域ごとの時刻表があれば良いのではないか。	月影	・実態と現状のズレということで、全て解決はできないかもしれないが、少しでも改善できるものは改善していきたい。国の認可等もあり、すぐに時間を変更することはできないかもしれないが、バス会社とも検討を重ねて考えていきたい。なお、中郷区などでは冬季ダイヤがあり、季節ごとに運行時間を変えることを実施しているため、対応は可能である。ご意見を聞きながら対応できるものは対応していきたい。 ・時刻表についても地域別のわかりやすいものを提示するなど、きめ細やかな対応が必要だと感じた。できるものから対応させていただきたい。	【1次対応】 ・7月11日浦川原中学校に完全退校時間を確認しました。 ・10月1日の運行ダイヤ改正に併せて、予約型乗合バス等の時刻の変更を検討し、地区別の時刻表を作成し配布します。 【最終結果】 ・10月1日の運行ダイヤ改正に併せ、地区別の時刻表を作成し、10月15日便の町内会長文書配布に併せ配布しました。	総務・地域振興G
・互助による運行について	・互助への転換とは具体的にどのようなものか。 ・互助による運行事例で三和区の事例が非常にうまくいっていると聞きした。浦川原区でもすぐに導入できそうな気がするが、どうすればうまくいくのか。 ・白ナンバーの車両に対して市が補助をすることが良いのかどうか疑問である。安塚区では、ボランティア的に実施していた輸送事業が、交通事故が起きて大きな問題になったことから、難しいと感じる。 ・浦川原区は東頸城の玄関口であり、東頸バスや浦川原タクシーがある。大島、安塚区では市営バスとして運行しているようだが、浦川原区としても大浦安の枠組みの中で検討していただきたいと考えている。	下保倉 月影 末広 中保倉	・互助とは、地域の皆さんが任意の団体を組織し、その団体が車両を使って輸送する事業のことである。緑ナンバーではなく白ナンバーでの運行形態を考えている。ある一定の区内、旧小学校等の一つのまとまりの中で輸送を担ってもらうということを考えている。具体的なことはまだお答えできないが、個別に各団体と協議をさせていただき、どのくらいの経費がかかるかを踏まえて、補助金により支援を行いたいと考えている。なお、本年度中に支援の考え方等お示しできると思っている。 ・簡単ではないと思うが、NPO法人三和区振興会が会員を募りながら、苦しいながらも、何とかうまくいっていると感じている。三和区や名立区の事例の情報をいただきながら、NPO法人夢あふれるまち浦川原と一緒に勉強し、浦川原区に合った形を整理し交通懇話会等で協議していきたい。 ・運行形態は白ナンバーでも輸送できる「自家用有償旅客運送」という制度があり、交通空白地であれば市の公共交通活性化協議会での協議を経て許可できるものである。ただし、浦川原区には浦川原タクシーがあり、果たして「交通空白地」と言えるかどうか、これは浦川原タクシーと個別に協議を行う予定である。 ・自家用有償の市営バスで実施しているのは大島区と安塚区である。これはスクール混乗ということで、なお受託者は浦川原タクシーである。 ・自家用有償の市営バスということであれば、運行の責任は市となるが、互助とした場合、持続可能な公共交通の制度として検討している。実際に運行を担う団体や運行形態、車両の手配など、個別に協議していくこととなる。	【1次対応】 ・情報収集を行い、浦川原区に合った運行形態の協議を行います。 【最終結果】 ・現在、情報収集しています。 ・今年度から区内の住民組織と協議を行っていきます。	総務・地域振興G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

③公共交通関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・互助による運行について	<p>・市民に対してのアンケートなどはたくさん行うが、実際に運行しているバス会社等はこの問題に関してどういった意見を持っているのか。</p> <p>・一般企業は経営努力をされているが、バス会社は市から補助金ももらえることで、経営努力を怠っているのではないかと感じる。</p>	下保倉 月影 末広 中保倉	<p>・市とバス会社との間で話し合いを行っている。バス会社は損はしない、欠損は市が負担しているため利益は出ていない現状にある。バス会社からは、市の方針に同調すると言われていた。</p> <p>・バス会社で現在、都市部も含め問題は運転手の確保である。今後の路線をうまく回せるかどうかのポイントになってくる。</p> <p>・また、車両についても、利用者の減少に伴い、大型のバスではなく、小型のワゴンタイプの車両への入れ替えが行われている。なお、バリアフリー対策としてノンステップバスの導入が理想ではあるが、中山間地域は道路に雪があることでノンステップバスによる運行ができない状況にある。ワンステップまたはツーステップバスによる運行となるが、現在、ツーステップバスは製造していないため中古車を導入している状況である。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・情報収集を行い、浦川原区に合った運行形態の協議を行います。</p> <p>【最終結果】</p> <p>・現在、情報収集している最中です。</p> <p>・今年度から区内の住民組織と協議を行っていきます。</p>	総務・地域振興G
・以前、浦川原区のNPO法人が中心になって先駆者的な輸送サービス事業を行っていた。その事業が、予約型乗合バスの導入により行政に譲られた形となった。それが今になって三和区や名立区で同様な事業が実施されている。当時、否定された事業を今になって行政が肯定的に捉えている。行政の遅れ、ものの考え方が非常に気に入らない。	<p>・以前、浦川原区のNPO法人が中心になって先駆者的な輸送サービス事業を行っていた。その事業が、予約型乗合バスの導入により行政に譲られた形となった。それが今になって三和区や名立区で同様な事業が実施されている。当時、否定された事業を今になって行政が肯定的に捉えている。行政の遅れ、ものの考え方が非常に気に入らない。</p> <p>・予約型乗合バスも当然のようにお話をされているが、きちんと方向性を押さえていただきたい。</p>		<p>・平成22年、23年ころ、浦川原区のNPO法人で実施した取組であり、交通政策課も承知している。当課が考えている互助の取組みは区内の移動であり、ほくほく線やバス路線の直江津・浦川原線に乗り継いでもらうということである。</p>		
・タクシー会社も人手不足と聞いている。大変なことは承知しているが、地域で生活している人たちの思いに寄り添っていただきたいと思う。	<p>・タクシー会社も人手不足と聞いている。大変なことは承知しているが、地域で生活している人たちの思いに寄り添っていただきたいと思う。</p>		<p>・タクシー業界においても様々な取組みが実施されている。「相乗りタクシー」や「定額タクシー」、「タクシー定期券」の話も出ている。公共交通だけでなく、様々な移動手段と、各区の交通実態を組み合わせながら、実情に合った移動手段を検討していきたい。</p>		
・隣人から乗せて欲しいと言われて乗せるのは互助ではないということか。	<p>・隣人から乗せて欲しいと言われて乗せるのは互助ではないということか。</p>		<p>・隣人を乗せることは、地域の皆さんが行う「共助」という考え方である。</p>		
・路線バス等の今後の方向性について	<p>・月影ルートを通4回ほど利用している。現在は混乗型であるが、なぜスクールバスと分断するのか。</p> <p>・曜日限定の運行となると通院等で利用する場合、診察の曜日と合わなければバスを利用することができないのか。</p> <p>・月影ルートの自由乗降の周知とは何を周知するのか。</p>	月影 下保倉 末広	<p>・スクールバスの利用状況と一般利用者の利用状況を整理しようということである。本当に混乗型が良いのかどうかの整理が必要なのではないかという視点で行うことである。</p> <p>・曜日限定の運行は、利用されている人に状況をよく確認し、効率的に考えていこうということである。数字だけで物事を決めることは危険であると考えている。</p> <p>・デマンドバスはバス停でなくとも自由に乗車、降車できるという利便性の周知が不足しているのではないかと考えている。その周知をきちんと行って、まずは今あるバスの利用を促進したい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・利用されている方への聞き取り調査を行い、デマンドバスの利用実態を把握しました。(6月4～28日まで聞き取り調査実施)</p> <p>・H28～H30年度のデマンドバス利用実態を集計し、曜日限定運行の参考にします。</p> <p>・総合事務所だより等を通じて、自由乗降の周知を行います。</p> <p>【最終結果】</p> <p>・聞き取り調査等の結果により、月影ルートをスクールバスと一般利用と分離させる案については、小学生の登下校の時間との調整が難しいことやコストが増大してしまう等の理由により、廃止とし、現行の運行体制を継続しつつ、より乗ってもらえるようにダイヤの調整等を実施する予定です。</p> <p>・自由乗降については、10月15日便の町内会長文書配布に併せ配布しました時刻表に掲載しました。</p>	総務・地域振興G
・今後ますます過疎化が進み、集落として何年後かに消滅することも想定されるわけだが、ここに住んでいる人たちの人生をどのように全うさせるのかといった理念が基本にないと、この問題は解決しないのではないかと考えている。	<p>・今後ますます過疎化が進み、集落として何年後かに消滅することも想定されるわけだが、ここに住んでいる人たちの人生をどのように全うさせるのかといった理念が基本にないと、この問題は解決しないのではないかと考えている。</p>		<p>・貴重なご意見と受け止め、実態と把握しながら検討していきたいと考えている。職員がお邪魔してお話をお聞きすることがあると思うが、ご協力をお願いしたい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場で回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	
・本日もこの懇談会に参加されている方で自動車を運転されない人はごくわずかであり、私も来年免許証の更新がある。更新できるか不安があるが、何年後かには免許証を返納される人も増えてくると思われる。住民の実態を詳細に分析してから検討していただきたいと考える。	<p>・本日もこの懇談会に参加されている方で自動車を運転されない人はごくわずかであり、私も来年免許証の更新がある。更新できるか不安があるが、何年後かには免許証を返納される人も増えてくると思われる。住民の実態を詳細に分析してから検討していただきたいと考える。</p>				
・具体的に利用状況等を調査して何年後くらいに方針を決めるのか教えていただきたい。	<p>・具体的に利用状況等を調査して何年後くらいに方針を決めるのか教えていただきたい。</p>		<p>・次期総合公共交通計画については、令和2年度～9年度の間で前半の4年間で13区を含めた市内全域で見直しを図っていききたい。ただし、見直しにあたっては、利用実態の把握やバスルートやダイヤを皆さんから意見をいただきながら設定していききたいと考えている。浦川原区については令和3年度以降、令和5年間で実施していきたい。</p>		

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

③公共交通関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・路線バス等の今後の方向性について	<p>・以前、スクールバスと路線バスの2台のバスが同じルートを運行するのは効率が悪いということで混乗型になった。たった1年ほどでまた分けるということであれば、混乗型にしなければよかったのではないかと。</p> <p>・行政から提示されるものは、ある程度方向性が決まっているから提示されるため、地域住民はそうなると思ってしまいます。提示するならばスクールバスと分ける案と、今までの混乗型を継続する案の両方がなければならぬのではないかと。</p> <p>・路線バスの利用者が減少していく中で路線が廃止されるということとは仕方がないと思うが、高齢化率が高い地域が孤立化していくような気がする。そういった孤立化を防ぐ役割も公共交通にはあるのではないかと。今後、運賃が上がり、さらに利用しにくくなるといった悪循環になってしまうのではないかと。そういったことを行政としてどのように考えているのか。我々も頼まれて送迎することもあるが、我々も高齢者の仲間入りをしている。地域を支えるにしても限度があると思っている。どのように公共交通を運行し、利便性を図っていくつもりなのか。</p> <p>・直江津・浦川原線や高田・浦川原線が幹線と考えて良いか。</p>	月影下保倉末広	<p>・スクールバスはスクールバスで運行し、月影ルートのバスは曜日を限定して運行するというで見直しを検討したい。必ずしも同じところを毎日運行するというものではない。なお、これで決定ではなく、様々な状況の変化を踏まえ、混乗型が本当に良いのか今一度検討しているということであり、決定するところまで至っていない。</p> <p>・現在、明確な方針は無い。ご意見は、公共交通だけではなく福祉や介護の要素も含んだ取組みだと思われる。福祉関連としての進め方もあり、今後の研究や検討のための意見として受け止めさせていただく。</p> <p>・公共交通としては、移動手段をどうするかということであり、見守りは福祉の関係になる。移動手段の確保後は民生委員との連携になり、現在も行きは路線バス、帰りは診療所のバスで帰る、社会福祉協議会のサロン活動の中で買い物へ行くなど、様々な移動手段が各区にあるため、そういったものと公共交通を組合せながら移動手段を確保していく。併せて高齢者や障害者の配食サービスなど全体の仕組みを考えるなど、勉強をしていきたいと考える。</p> <p>・直江津・浦川原線及び高田・浦川原線は幹線である。</p> <p>・お示しした内容は、方向性をお示しし検討しているということである。今後も利用されている人たちの意見をお聞きしながらこういった公共交通が良いのか、浦川原区に合ったシステムの在り方を整理して皆さんへお伝えしていきたい。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場で回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	総務・地域振興G

④農業関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・電気柵等の資材の更新について	・末広地区にもイノシシ被害が出ている。6月1日に市からの回覧で電気柵の更新の文書が来ていた。設備の耐用年数が8年を経過していたら、市からの補助金で更新できるとあった。この耐用年数8年は非常に長いのではないかと感じる。電気柵の設置当初は2ヶ月ほどしたら撤去していたが、現在は半年以上設置しており、設備、ワイヤー等の劣化が激しく、8年という長い時間をもたない。耐用年数の8年の根拠は不明だが、せいぜい5年が限度である。耐用年数についてももう少し検討していただき、資材等は5年ほどで交換できるようにお願いしたい。イノシシもそうだが、タヌキも出てきており、集落の中にも出没するようになってきている。	末広	・資材等設備の耐用年数を見て設定していると思うが、5年が限度ということであり、担当である農政課へ要望があったことを伝えていく。	<p>【1次対応】</p> <p>【最終結果】</p> <p>・7月18日農政課担当者に電話及びメールで要望内容を伝達しました。</p> <p>・農政課担当者から、耐用年数の8年については、他の地区からも要望があるので検討するとの回答がありました。</p>	産業G
・鳥獣被害について	・鳥獣被害について浦川原区全体の状況はどのくらい把握しているのか。	末広	・鳥獣被害の被害金額はNOSA Iがまとめた資料だけである。	<p>【1次対応】</p> <p>・会場で回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	産業G
・水路の越水について	・以前から要望しているが、梅雨時期になると保倉川の水位が上がることで、大瀧用水路から越水が発生する。大瀧用水路のかさ上げしていただくか、保倉川への緊急放水路の設置をお願いしたい。先日、かさ上げの見積もりを取ったところ120万円ほどであり、管理者である頸城土地改良区へ要望に行ったが、お金は出せないと言われた。総合事務所にも要望に行ったが、補助金の対象外との回答であった。実際に越水の被害があった場合については助成金が出るのか。	末広	<p>・昨年5年をかけて有島地内の保倉川の両岸のかさ上げ工事を行っている。それにより有島地内の警報水域は少し緩和されると聞いている。</p> <p>・大瀧用水路の管理者は頸城土地改良区であるが、状況を確認させていただき、どのような対応ができるのか頸城土地改良区と協議・検討を行う。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・農林水産整備課、頸城区土地改良区へ対応方針を確認中です。</p> <p>【最終結果】</p> <p>・総合事務所産業グループで7月25日に現地を確認するとともに、8月20日に大瀧用水路管理者の頸城土地改良区と今後の対応等について協議を行いました。</p> <p>・大瀧用水路の排水対策としては、頸城区土地改良区の事業要望により県営かんがい排水事業が計画されており、市も事業費の負担を行う予定です。工事は、令和4年度に用水路の余水吐等の改良・修繕工事を行う計画となっています。</p>	産業G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

④農業関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・提出書類の期限について	・中山間地域直接支払等の実績報告の提出書類の提出依頼が来るが、締め切りまでの期間が非常に短い。我々も仕事があるため作成する時間がなく、もう少し期間に余裕をもって提出できるように配慮していただきたい。 ・農業用施設用の排水路の要望の有無について、7月12日が提出期限であり、期間が短く難しい部分がある。もう少し期間を長くしていただきたい。	末広	・担当へ対応スケジュールを管理した中で、少しでも早く皆さんに届くように指導していきたい。ただ、国県から依頼される文書は期限が差し迫っている部分があることも事実である。 ・中山間地域直接支払いは毎年同じような時期に、同じような書類の提出をお願いしており、時期になりましたら早めに準備していただけたらありがたいと考える。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	産業G
・中山間地域農業活性化に向けた集落との検討会について	・6月28日付で産業グループから中山間地域農業の活性化に向けた集落との検討会の日程調整といった文書が来ている。また、6月1日付の「人・農地プラン作成会議」の文書も来ており、提出期限が6月28日で内容も重複している。中猪子田集落は6月21日に関係者に集まっていただき、打ち合わせを行った。終わったタイミングで同じような依頼が来ており、実施する必要があるのかと感じている。再度皆さんから集まって、同じような内容で話し合わなければならぬのか、検討し回答をいただきたい。 ・なお、「人・農地プラン」の内容で代用できなかったのか。耕作者全員に集まっていただく必要はないのではないか。文書内容からは今のお話の趣旨が分かりづらく、同じ内容に感じた。	中保倉	・令和2年度に中山間地域直接支払の切り替えを迎えるにあたって、農業振興地域が必要のないところまで設定されていないか、適正な、守るべき農地の設定がされているかが今回の会議の趣旨である。今回依頼した検討会の内容は、ほぼ「人・農地プラン」と重複するということは承知しているが、市の方針として、中山間地域において、令和元年度に必ず一度は地域に入って皆さんからのご意見をお聞きし検討する会議をお願いしているところである。重複している部分もあるが、ぜひ一度お話を聞きする機会を持たせていただきたい。 ・現在、農業振興法によって農地が守られており、見直しは8年に一度来る。その見直しの時期が来ていて、実際に図面を広げて、この場所は農業振興法のままで行くか、外してよいかなどをお聞きする作業である。「人・農地プラン」だと細かな部分、ピンポイントでどうしていくかが分からないため、図面上で確認させていただきたいということである。お手数ではあるが、お願いしたい。 ・全員集まっていただく必要はないが、個人の土地等であるため、なるべく多くの人に来ていただきたいと考えている。 ・皆さんにお出しする文書はもっとわかりやすくするように考えていきたい。	【1次対応】 【最終結果】 ・7月1日質問者へメールで趣旨を説明し理解いただきました。	産業G

⑤道路・河川関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・有島地内の川南線について	・有島地内の市道川南線で有島から石畑間で山側の道路が崩れたままになっている。以前はブルドーザー等で整地していただいていたが、現在そのままになっているため、整地していただきたい。	下保倉	・町内会長と一緒に現場を確認させていただき対応させていただく。	【1次対応】 【最終結果】 ・7月24日に清掃を実施しました。	建設G
・釜淵地内の川南線について	・2年ほど前、市道川南線で土砂が崩れ、釜淵地内に1トンバックが34~38個ほど積まれたままになっており、道路からの景観も良くない。できれば、コンクリート等で吹き付け塗装をしてもらいたい。	下保倉	・昨年修復しようとしたが、調査と復旧に約6,000万円かかるため、早期の対応は難しい。現在、法面の崩落を防ぐためにメッシュの金網が張っており、その後の崩落が起きていない状況であるため、もう少し様子を見させていただきたい。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	建設G
・市道の修繕について	・浦川原区内の市道を走っていると、ひび割れや穴等、破損している所がある。安全性を高めるためにも早めの修繕をお願いしたい。	下保倉	・状況を確認し、計画的に修繕対応をさせていただいているが、件数が多く、間に合っていない状況にある。危険箇所を優先しながら修繕をさせていただくことで、ご理解いただきたい。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	建設G
・市道のカーブミラーについて	・市道の東頸城幹線(牧区~大島区)においてカーブミラーの破損しているものがあり、修繕等はされるのか。昨年も要望しているが、そのままの状態になっている。修理する予定はあるのか。	月影	・現地確認済みである。破損の原因のほとんどは除雪時の破損であり、除雪業者へ修繕依頼をしている。破損させた業者から直していただくということで話を進めているため、様子を見ていただきたいと思う。	【1次対応】 ・除雪時に破損したものについては修繕済です。ただし、安塚区内のカーブミラーについては、除雪による破損ではないため、7月18日に安塚区総合事務所へ対応を依頼しました。 【最終結果】 ・10月25日にカーブミラーの修繕を完了しました。	建設G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

⑤道路・河川関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・県道376号線の工事及び草刈について	・県道376号線(名木山浦川原線)の工事区間において迂回路が非常に狭く不便であり、先日、ようやく工事区間が交互通行になることになった。迂回路だけではないが、以前から要望していたが、草が伸びていて安全のためにも草刈りを早め実施してほしい。	中保倉	・県地域振興局地域整備部より話は聞いており、7月10日過ぎに現地へ入らせていただく予定となっている。	【1次対応】 【最終結果】 ・7月17日から現場着手を確認しました。	建設G

⑥健康・福祉関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・高齢者外出支援助成事業のタクシー・バスの回数券使用について	・運賃を回数券で支払う場合、おつりは出ないということで、回数券と不足分の現金を組み合わせることで支払うことになるが、高齢者はお金の計算が難しく、せつかく支給していただいている回数券を使わないままになっている。今年も支給の時期に来ているが回数券ではなく、もっと簡単なカード等で決済できるようなシステムは上越市では考えていないのか。	中保倉	・回数券が高齢者の皆さんにとって使いにくいということであれば、担当課へ地域の声としてつないでいきたい。 ・ただ、声をつなぐだけでは改善されない可能性がある。直接、利用されている方のお声をお聞きして、どのような不具合や課題があるか確認し、状況を把握することが大事であり、担当課と改善に役立てていきたい。 ・現在、市では次期総合公共交通計画を策定しているところであり、その中で高齢者の外出支援において関係する高齢者支援課とも話を進めている。高齢者支援課が昨年、対象者にアンケートを実施しており、その結果をもとに検討している。高齢者の外出支援事業の回数券の利用率が低いということであり、いかに利用してもらっても含めて検討していきたい。	【1次対応】 ・抽出による高齢者外出支援助成事業利用者への聞き取り調査を実施する予定です。 ・公共交通のあり方については、会場で回答済みです。 【最終結果】 ・事業の利用者の20%にあたる10人に対し聞き取り調査を実施しました。その結果を9月2日に高齢者支援課へ報告し、事務事業の評価結果に基づく制度の見直しの中で利用者の声を考察いただくよう依頼済みです。 (聞き取り結果) 9人/10人が利用しやすい利用券に見直しを要望	市民生活・福祉G
・保育園バスについて	・園児がバスを待っている際にトイレに行っていて置いていかれることがある。運行時間を守ることも大事だと思うが、数分待っていただければ良いのではないのか。	下保倉	・可能な限りバスに乗車する前にトイレ等を済ませていただき、ご利用いただきたいが、保育園児ということもあり、急なトイレ等も仕方ないと思われる。委託先である、NPO法人夢あふれるまち浦川原の運転手へ待っていただくようお願いするとともに、他の利用者の皆さんにもご理解いただくようにしていきたい。	【1次対応】 【最終結果】 ・6月18日付けで保護者各位に通園バスの運行時刻の遅延が発生する可能性があることに理解いただくことを文書にて依頼しました。また、6月24日に運行受託者へ乗車予定の園児を確実に保育園へ届けることを最優先に考えながら安全運行に努めるよう指導しました。	市民生活・福祉G
・特定健診について	・浦川原区が健康診査の受診率がなぜ悪いのか分析されているのか。 ・上越市は健康づくりポイントといった事業に取り組んでいるが、浦川原区の皆さんがどれだけ申し込んでいるのか。また、どれだけ事業をPRされているのか確認させていただきたい。 ・健診結果説明会での説明を全体にするのではなく個別に行ってほしい。 ・担当医から検査結果のデータを貰えない場合もある。患者から「データをください」と言えない場合があり、75歳以上の高齢者が受診した場合、担当医からデータの提出について市から指導をしていただくようお願いする。	下保倉 月影 末広 中保倉	・受診率は特定健診の対象年齢である40歳から74歳と比較され、年々受診される人が固定化してきている。75歳以上になると後期高齢者健診となり特定健診の対象から外れてくる。そんな中、未受診者を抜粋して、各戸を訪問させていただいた。実際に健診をまったく受けていない人はごくわずかであるが、「病院にかかっているのになぜ健診を受けなければならないのか。」と言われていた。大半の人は職場で受診しているが情報提供されていない人であり、今回、情報提供をいただいたことで受診率が伸びたところである。今後は健診を受けていない人においては、丁寧に説明をさせていただき受診していただけるように努めていきたい。 ・健康づくりポイントで浦川原区からは数名の提出しかなかった。先日開催した健康づくりリーダーの説明会の中でもPRさせていただいた。また、総合事務所の市民生活・福祉グループのカウンターにチラシも置いてあるが、まだ、PRが足りないと思うので、私たちが地域へ出る際にもPRしていきたいと考えている。 ・すでに全体指導ではなく、個別指導を行っていますので、ぜひ説明会へのご参加をお願いします。 ・6月実施の浦川原区の会場では、75歳以上の皆さんが多く、健診に関心を持っていただいていると感じている。何歳だからということではなく、健診は多くの人から受診していただきたいと思っている。また、健診結果についてもここまで来れない方については訪問等で説明させていただくような機会を設けていきたい。 ・各医療機関についても、毎年、市からお願いしている部分もあり、個々の先生になるとなかなか難しい先生もいるが、少しずつ対応していただけるように対応していきたい。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	市民生活・福祉G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

⑥健康・福祉関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・特定健診について	<p>・高齢化が進み、骨の強度など弱くなってきている。健診の項目に骨密度検査を加えていただきたい。</p> <p>・骨密度検査はいつでも受診することができるのか。費用はどうなっているのか。</p> <p>・他区で健診を受けた際に情報提供してほしいといったお話があったが、強制なのか。</p> <p>・対象年齢以外の方は情報提供しなくてよいということか。</p> <p>・私は特定健診を今まで受けたことが無い、しかし数年前から職場で受けた健診の結果を情報提供させていただいている。</p> <p>・40歳から74歳の健康診査の結果において、全てデータベース化されているのか。また、私のように特定健診を受けていない人でもデータベース化されているのか。</p>	下保倉 月影 末広 中保倉	<p>・数年前までは区でも実施していたが、現在は医師会で実施しているため、検査を実施したいということであれば、そちらで受診していただきたい。</p> <p>・なお、検査するには予約が必要であり、広報上越4月1日号の健診カレンダーに掲載されているが、有料である。</p> <p>・6月の健診が終わり、秋にも健診がある。まだ受診されていない方もあり、情報提供等を事務所からのお知らせ等でお知らせしていきたい。</p> <p>・情報提供をしていただきたいのは40歳から74歳の方たち、国で示している特定健診の対象者である。</p> <p>・対象年齢以外の方は、情報提供は不要である。</p> <p>・国民健康保険に加入されている人で、健診を受けている人は、全てデータ化されている。また、健診を受けていなくても情報提供されている方もデータ化されている。情報提供をいただいている人はデータが無いため未受診扱いとなる。</p> <p>・皆さんの職場と市の連携がとれている場合は、企業から情報提供をいただける場合もあり、情報提供いただければデータ化し、それに基づいて保健指導をさせていただいている。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場での回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	市民生活・福祉G

⑦教育関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・休止施設の管理について	<p>・旧中保倉小学校、旧末広小学校のグラウンド等において草が伸び放題になっている。今後、総合事務所として、休校となった学校施設をどのようにしていくのかお聞きしたい。</p>	下保倉	<p>・小学校は浦川原区だけでなく、板倉区、三和区なども統合を検討しており、市全体で空いた校舎をどうしていくかといった方向を定めて対応することとなるが、現在は明確な方向付けされていないが原則地域での利用、市での活用がなければ除却という考えである。最終方針を整理し地域の皆さんにお示ししていくことになる。</p> <p>・グラウンド等の草刈は地域の方々のご協力をいただき、必要最小限の管理を実施している。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場での回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	教育・文化G
・旧末広小学校の利活用について	<p>・今年から旧末広小学校の草刈を飯室町内会で実施することになった。廃校になったところは跡地利用について様々なお話があったが、最近何も聞こえてこない。何か情報等はあるのか。</p>	末広	<p>・2年前の統合時に教育委員会から地域で利用する用途があれば提案を出していただき、なければ市へ一任するというお話であった。その後、市全体として廃校になった校舎をどうするかといった方針が固まっていなかった。教育委員会でも方向性を検討しているところであり、現在のところ旧末広・旧中保倉小学校ともに市の内部で利用する話も無く、民間利用も検討されるが、譲渡の方法について、無償か有償かといったことも決まっていない状況である。</p> <p>・平成29年に福祉関係団体から市長に旧末広小学校に障害者の支援学校の設立要望があり、市としては、市立の支援学校設置の考えは無いということである。また、昨年も福祉関係団体からお話があり、市長が直接お会いして旧末広小学校だけではなく、上越市では市立の支援学校の設置に関して考えていないとお話させていただいている。</p> <p>・旧末広小学校のグラウンドがイノシシ等の被害が出て、ご迷惑をおかけしているが、適切な管理を行っていく。</p>	<p>【1次対応】</p> <p>・会場での回答のとおり</p> <p>【最終結果】</p>	教育・文化G
・旧末広小学校の草刈について	<p>・旧末広小学校のグラウンドの草刈をお願いする。広くて管理するのが大変だろうが、獣の住処をなくすことをきちんとやってほしい。</p>	末広	<p>・会場での回答なし</p>	<p>【1次対応】</p> <p>【最終結果】</p> <p>・緊急修繕で対応することとし、地元飯室町内会長と協議の結果、町内会への業務委託で了解を得ました。</p> <p>・7月26日～31日の間で作業完了しました。</p>	教育・文化G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

⑦教育関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1. 10. 25現在)	担当グループ
・浦川原運動広場の草刈について	・今年度は市が実施しているのか。それともNPO法人うらがわらスポーツクラブに委託されているのか。	下保倉	・運動広場の除草はNPO法人うらがわらスポーツクラブに委託しているが、グラウンド内の除草は建設グループの道路パトロール員から対応していただいた。グラウンド全面の除草はなかなか大変なことであり、NPO法人うらがわらスポーツクラブと総合事務所と連携を取りながら対応していきたい。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	教育・文化G
・浦川原体育館駐車場について	・毎年、要望しているが、浦川原体育館とパチンコ店の間にある駐車場を舗装してほしい。	下保倉	・昨年も舗装工事の予算見積もりを行ったが、相当高額な費用がかかる。元々、水はけのよくない場所であるが、今年、砂利をしっかりと敷いたことで以前よりはよくなっている。ご理解いただきたい。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	教育・文化G

⑧施設関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1. 10. 25現在)	担当グループ
・霧ヶ岳温泉ゆあみについて	・霧ヶ岳温泉ゆあみの風通しは定期的に行っているのか。	中保倉	・現在、霧ヶ岳温泉ゆあみの管理をNPO法人夢あふれるまち浦川原へ委託している。どのくらいの頻度で換気等を行っているかは把握していないが、定期的に草刈等の作業を行う際に、換気しているのではないかと考えている。事務所としても委託先に任せきりにするのではなく、定期的な確認を行う。	【1次対応】 ・本館1階は、湿気がこもりやすいため、換気扇による年中24時間換気を行っています。また、職員が作業する際に窓やシャッターを開け換気を行っています。 【最終結果】 ・現状の対応でカビ等の発生はありませんが、定期的な確認を行います。	産業G
・里山地域活性化センターの駐車場について	・里山地域活性化センターの駐車場の白線を引きなおしていただきたい。また、車止めは無い方が良いのではないかと考える。特に雪国では車止めはあまり設置しないことが多いと思う。	末広	・駐車場の白線をきちんと線を引くか、四隅だけ線を引いた場合でもきちんと車は止められると思うため、検討して対応していきたい。	【1次対応】 【最終結果】 ・7月26日に職員直営で駐車場に白線を引き完了しました。	産業G
・休止施設の管理について	・今後、総合事務所として、休止している霧ヶ岳温泉ゆあみをどのようにしていくのかお聞きしたい。	下保倉	・今後の方向性が決まるまでNPO法人夢あふれるまち浦川原に委託しながら管理していく。	【1次対応】 ・会場で回答済 ・民間事業者等の皆さんの経験やノウハウを活用し、様々な提案や意見を聞く「サウンディング型市場調査」を実施しています。活用提案のあった民間事業者との対話を実施し、9月に調査結果の公表を行う予定です。その後、調査で把握した活用の可能性を踏まえ、公募の条件等を検討します。 【最終結果】 ・サウンディング型市場調査の結果、民間事業者からの活用提案はありませんでした。今後は調査の結果を踏まえ、公の施設としては廃止し、普通財産として管理します。	産業G
・市営住宅について	・市営メゾン上池田住宅について、階段で4階まで上がるのは大変であり、バリアフリー化やエレベーターの設置等考えているのか。また、老朽化した市営住宅は現状のまま運用していくのか。	下保倉	・市営住宅の管理は建設グループが行い、木田庁舎では建築住宅課が所管している。建築後かなりの年数が経過しており、今すぐにエレベーターを設置する計画はない。本日初めて要望をお聞きしたことであり、担当課へ要望を伝えていきたいと考える。 ・老朽化した建物については、具体的な方向性はない。例として、安塚区の市営住宅で居住者がいなくなったため更地にさせていただいた事例がある。現在の入居率を見ると50%~60%ほどである。個人的な考えだが、今後居住される人がいなくなった場合は廃止も視野に入れながら検討を進めていくと思われる。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	建設G

出張なんでも懇談会における質問事項及び対応状況について

⑨環境関連

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・不法投棄について	・林道において不法投棄が多く、春のクリーン活動でも昨年片付けたところに再度投棄されて困っている。町内会長が総合事務所へ相談した際に監視カメラを設置していただけたというお話をお聞きしたが、進捗状況はどうなっているのか。カメラを設置されたのであれば、定期的に内容を確認しているのか。また「監視カメラ設置中」などの看板等は設置しているのか。	未広	・監視カメラは6月上旬に2か所設置済みである。また、この場所以外に不法投棄が激しい場所があれば、お聞かせいただき、カメラの設置等も検討していきたい。 ・環境パトロール員が巡回して、定期的に確認している。また看板は2枚設置している。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	市民生活・福祉G

⑩その他

項目	質問内容	会場	会場での回答	その後の対応・検討の方向等 (R1.10.25現在)	担当グループ
・飯室の下水公園用地について	・昨年の出張なんでも懇談会において、下水処理施設横の下水公園用地が売却予定とお聞きしたが、その後どうなったのか。	未広	・昨年の出張なんでも懇談会において市所有の土地等の財産を活かしていきたいということで売却のお話をさせていただいた。現在は、飯室町内会に草刈りをお願いしている。その後の進展はない状況である。利用したい、購入したいといった話はない。	【1次対応】 ・平成29年に敷地の一部を東北電力㈱へ駐車場として貸し付けた実績があるが、その後は利用や購入の希望は寄せられていません。 【最終結果】 ・市有財産の有効活用のために、引き続き情報提供を行うとともに、利用や購入の希望があれば対応していきます。	総務・地域振興G
・市施設の建設について	・市の大規模な施設の建設等される際は場合によって、住民投票を実施していただき、その結果を重視し、決定していただきたいと考える。現在、大潟区に建設予定の体操施設だが、いろいろ否定的な意見を耳にしている。本当に必要な施設であれば、市民によく説明し、理解を得たうえで建設していただきたい。そこで、賛成、反対が拮抗している場合は住民投票が必要なのではないかと考える。	未広	・議会制民主主義であり、全て住民投票で決める仕組みとなっていない。手続的な順番もあると思うがご意見として伺う。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	総務・地域振興G
・施設の掲示物について	・昨年のなんでも懇談会で春日山の埋蔵文化財センターの掲示物について修正の提案させていただいた。担当部署へ連絡していただいたと思うが、その後どうなったか教えていただきたい。先日、行って見たが、まったく改善されていないようであった。なぜ改善されていないのか、担当部署はどのように対応、処理されたのか、教えていただきたい。 ・他の意見等をさせていただいても、市からはその後何の連絡も無い。町内会長を通じてでも、文書でも良いので、何かしらの回答をいただきたいと思う。	未広	・昨年、埋蔵文化センターの年表表示がおかしいのではないかといいご指摘があり、その旨、担当課へ伝えている。設置当時の担当課長は私(現在の所長)であったため、事情を細かに説明し、担当課からは来場者の意見も聞いて検討すると回答があった。その後、確認していないため、改めて検討後どうなったのか、変更されていないということであれば、なぜそう結論付けたのかも含めて、確認してお知らせしたいと考える。 ・担当課へつないでいただけ、その後の連絡しないということがないよう、対応していきたい。	【1次対応】 ・企画展の展示方法について、謙信公の郷振興協議会(担当課:観光交流推進課)から以下の回答がありました。「年表パネル作成にあたり内部検討を行い、順路を考慮して決定したものです。一部読みづらい箇所があるかもしれませんが、パネルの内容は「左から始まり→右へ進む」に揃えており、大幅に変えることは考えておりません。現在の展示内容を見やすくするため、今年度に取り組みができることはないか、検討いたします。(例えば年表の上部に西暦だけでなく、時代区分を表示する等) 【最終結果】 ・7/19、質問者へ文書で回答しました。 ・不明な点があれば、観光交流推進課へ問い合わせよう明記しました。	産業G
・下水道の接続の推進について	・下水道の設置も進み各家庭への接続も進んでいると思うが、いまだに接続されていない家庭もあり、今後、接続をお願いする予定等あるのか。	未広	・浦川原区において何%接続が終わっているのか、今、手元に情報が無いためお伝えできないが、所管課の生活排水対策課推進係から、未接続の家庭に案内を出している。今の意見を踏まえて、浦川原区においても早めにつないでいただくように担当課へ連絡させていただく。	【1次対応】 ・会場で回答のとおり 【最終結果】	建設G

令和元年度「灯の回廊」開催について（参加協力をお願い）

灯の回廊は、上越市冬の一大イベントとして定着してきており、浦川原区においても実行委員会が設立され、町内会の皆様をはじめ企業や各団体の皆様から参加いただいたおかげで、市内外より多数の方々からお越しいただいております。

本イベントを一層盛り上げるため、キャンドル・雪像等の設置、茶屋の設置など、より多くの町内会の皆様から参加をお願いいたします。

- 開催日 令和2年2月22日（土） ※2月第4土曜日
- 参加区等
 - 浦川原区 「うらがわら雪あかりフェスタ」
 - 安塚区 「安塚キャンドルロード」
 - 大島区 「大島雪ほたるロード」
 - 牧区 「まき深山のともしび」
 - 高士地区 「高士ルミネ」
 - 名立区 「不動ミニキャンドルロード」
- 参加協力 参加協力について文書により依頼させていただいております。ご協力をお願いします。
- その他 昨年同様、キャンドル・紙コップは市で用意いたします。

【参考：平成30年度「灯の回廊：うらがわら雪あかりフェスタ」開催状況】

町内会等	キャンドル	その他	企業等	キャンドル	その他
釜淵	350		大陽開発(株)	100	キャンドルアート
有島	1,100		(株)武江組	300	影絵アート
顕聖寺	1,000	茶屋	(株)郷土建設藤村組	500	雪像
横川	400		(株)環境サービス		藤村組と共同実施
長走	300		頸城建設(株)	150	雪像
横住	1,500		新潟第一酒造(株)	100	
熊沢	1,470	雪像・茶屋	(株)大嶋建設興業	300	キャンドルアート
追出	193		上越信金浦川原支店	142	雪像
虫川	1,700	かまくら・茶屋・雪文字	東頸バス(株)	50	
中猪子田	1,000	茶屋	飯室町内会有志	320	
小蒲生田	250		保倉の里	200	
小谷島	542		グループホームはなぞの	700	
下猪子田	500		ががツキ秋桜	300	雪像
藤岡	500		坪野商会	8	
浦川原体育館	2,000		大滝看板	8	雪像
霧ヶ岳温泉ゆあみ	1,000		浦川原郵便局	100	茶屋・音楽ライブ
月影の郷	2,300	雪像・茶屋	浦川原区総合事務所	300	
敬称略・順不同					
●キャンドル数	H30：19,683個 [H29：21,822個、H28：22,834個、H27：19,045個]				
●入込数	H30：4,100人 [H29：3,500人、H28：6,000人、H27：6,000人]				